

落札候補者の辞退に対する取扱いについて

条件付一般競争入札（事後審査方式）の案件において、落札候補者となった者が資格審査書類を提出しないなど、正当な理由なく落札者となることを辞退した場合は、「不正又は不誠実な行為」として建設工事等業者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を行います。

正当な理由とは、「案件に配置を予定していた技術者（現場代理人）が死亡、傷病又は退職等により配置できず、その代替者もない場合」をいいます。

条件付一般競争入札（事後審査方式）の案件に参加を希望する際は、必ず入札参加資格条件を確認した上で、参加申請をしてください。

なお、条件付一般競争入札（事後審査方式）の案件へ参加申請をした後に、他の工事等を受注したことにより、当該案件に配置できる技術者（現場代理人）がいないなど、落札者となり施工が不可能となった場合は、必ず入札辞退届を提出してください。

○対象とする案件

条件付一般競争入札（事後審査方式）で発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等の案件

○実施時期

令和5年9月12日以降の入札公告案件から適用します。

建設工事等入札注意事項（抜粋）

7 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまでにはいつでも入札を辞退することができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときに再度の入札を行う場合も、また同様とする。
- (2) 電子入札の場合、入札参加者は入札辞退届を入力画面上において作成のうえ、入札書提出期限までに電子入札システムにより提出するものとする。ただし、電子入札システムにより辞退することができない場合は、入札辞退届（前橋市入札執行要領様式第1号）を入札執行者に直接提出するものとする。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。